

第7期東大阪市障害福祉計画

第3期東大阪市障害児福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

概要版



令和6(2024)年3月

東大阪市

1 計画について

- 東大阪市では、幅広い分野の障害福祉施策の基本的方向性を示す「障害者プラン」と、障害のある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定める「障害福祉計画・障害児福祉計画」をそれぞれ策定し、障害福祉施策の推進及び障害福祉サービス等の充実を図ってきました。
- 「第7期東大阪市障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、「第3期東大阪市障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画で、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を期間とします。

■計画期間

年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画	第4次東大阪市障害者プラン								
	第6期東大阪市 障害福祉計画			第7期東大阪市 障害福祉計画			第8期東大阪市 障害福祉計画		
	第2期東大阪市 障害児福祉計画			第3期東大阪市 障害児福祉計画			第4期東大阪市 障害児福祉計画		

- 本計画は、上位計画である「第4次東大阪市障害者プラン」の基本施策である「障害福祉サービスの充実」、「相談支援体制の充実」、「障害児福祉サービスの充実」等の実施計画として位置付けられることから、「地域共生の実現に向け、お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪」を本計画の理念として位置付けます。
- その実現に向けて、障害者の自己決定を尊重することを基本に、その意思決定の支援にも配慮しながら、行政と事業者、関係機関・団体等との連携・協力により地域全体で支援していくことが重要であるとの認識に立って、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

■基本理念

地域共生の実現に向け、お互いの個性を尊重し、安心して
自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪

○本計画に関する国の基本指針や府の考え方などに基づいて次の基本方針やサービス提供体制等の確保に関する基本的な考え方を設定します。

■基本方針

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保
- ⑦ 障害者の社会参加を支える取り組み

■障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ① 必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 必要とされる日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④ 福祉サービスから一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対する支援体制の充実
- ⑥ 依存症対策の推進

■相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ① 相談支援体制の構築と情報発信の強化
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障害者等に対する支援
- ④ 協議会の設置等

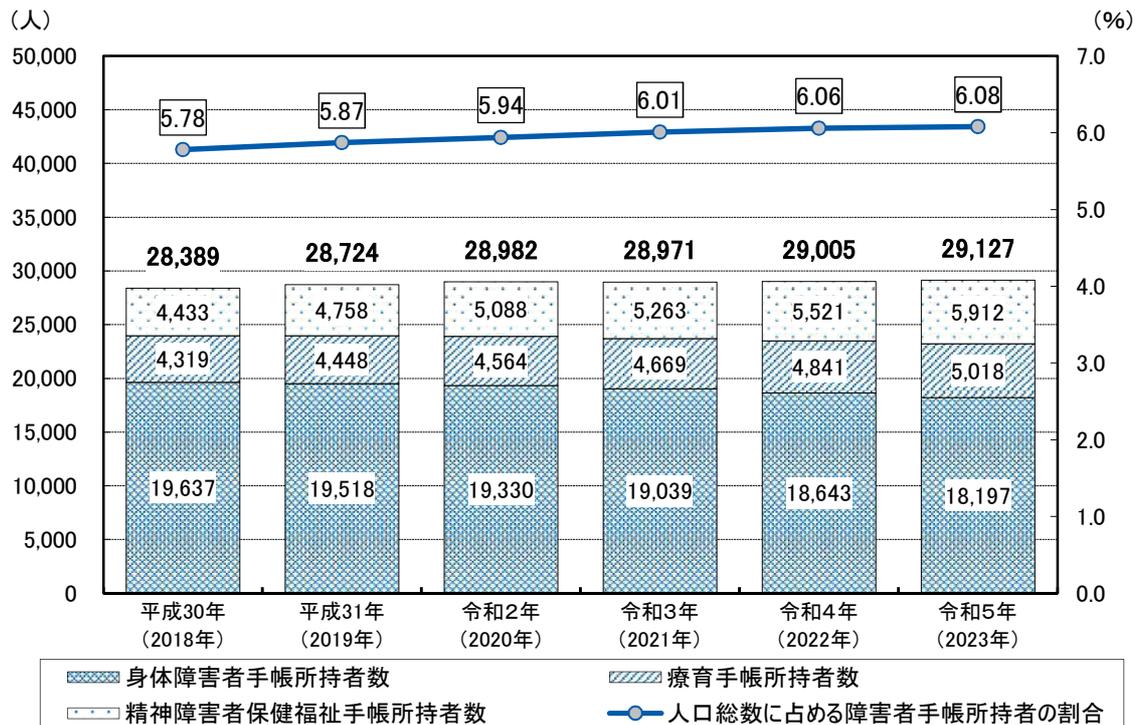
■障害児支援体制の確保に関する基本的な考え方

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包摂の推進
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制

2 障害のある人を取り巻く状況

○障害のある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、令和5(2023)年3月末現在で29,127人(重複所持者を含む)、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は6.08%となっています。

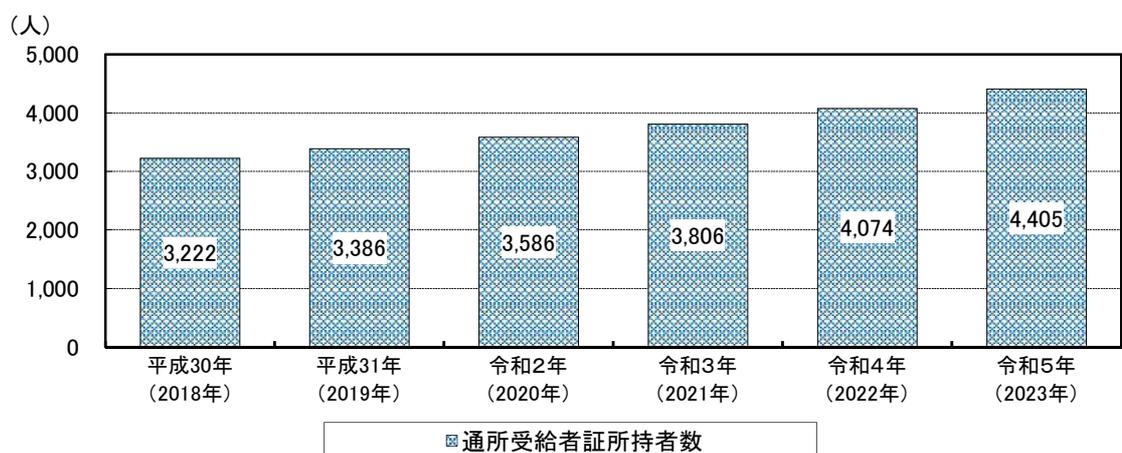
■各障害者手帳所持者数の推移



※各年3月末現在

○通所受給者証所持者数の推移の状況は年々増加を続け、令和5(2023)年3月末現在で4,405人となっています。

■通所受給者証所持者数の推移



※各年3月末現在

○障害のある人を対象にアンケート調査を行った主な結果は、次の通りです。

- ◆何らかの介助・支援が必要な人は障害児の84%、障害者の48%で、外出や家事、金銭管理、入浴、服薬管理、意思疎通などに支援を要する人が多い。
- ◆障害者については介助者の年齢が60歳以上が59%。介助者について心配なことがあると答えた人が54%。
- ◆日中を自宅で過ごす人が障害者の47%。完全ひきこもり状態の人は13%。
- ◆障害者の現在の不安や困りごとは、自身の高齢化や障害の重度化、病状の急変・再発、収入、親亡き後の生活など。
- ◆障害児の現在の悩みごとや心配ごとは、療育や教育に関すること、必要な情報が得られないこと、利用しているサービスや支援に関する事など。
- ◆家族と一緒に暮らせなくなった時の不安は、障害者では収入が足りない、家事が難しい、現在の住居で住み続けることができないことなど。障害児ではこれに加え、金銭管理や健康管理、諸手続きが難しいことなどが挙げられている。
- ◆働く際に必要な支援は、障害者は指導者や相談できる環境、休みを取りやすい環境、障害児では障害特性への配慮や理解、就職や就労定着への支援等。
- ◆今後の相談体制について、身近なところで相談できること、専門的な知識や技術のある人に相談できることを挙げる人が多い。
- ◆サービスを利用して何らかの不満を感じる人は障害児の61%、障害者の49%。主な内容は利用回数・時間の制限、利用したいときに利用できない、相談や手続きに時間がかかる、身近なところで利用できない、関連情報が少ないなど。

○サービス提供事業所等を対象にアンケート調査を行った主な結果は、次の通りです。

- ◆利用者の依頼に対してサービス提供できなかった経験のある事業所は59%。その理由は、新規契約を受け入れる余裕がない、希望日時への利用希望の集中、対応が不可能なケースなど。
- ◆医療的ケアに対応できる事業所は38%。
- ◆専門職の確保や人材育成の難しさに困難を感じる事業者が多く、40%の事業所が人材不足感を示す。
- ◆人材定着・離職防止のための取り組みとして、個人の希望に配慮したシフト設定や有給休暇を取得しやすい環境づくり、悩みを相談しやすい職場づくり、教育・研修の充実等に取り組む事業所が過半数。
- ◆市に望むこととして、情報提供を求める事業所が多い。

3 成果目標と主な活動指標

(1) 障害福祉計画の成果目標

項 目		令和8(2026)年度 目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活への移行者数（入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数）	14人
	削減数	4人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床の1年以上入院患者数	342人
地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の確保	1拠点（面的整備）
	効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築
	地域生活支援拠点等における支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の実施回数	年1回以上
	強度行動障害を有する者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備	支援ニーズの把握 支援体制の整備
福祉施設から一般就労への移行等	年間一般就労移行者数（全体）	196人
	年間一般就労移行者数（就労移行支援）	126人
	年間一般就労移行者数（就労継続支援A型）	34人
	年間一般就労移行者数（就労継続支援B型）	25人
	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	60%
	就労定着支援事業の利用者数	182人
	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%
	就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額	16,000円
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置	設置済
	基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	体制の確保
	地域自立支援協議会における体制の確保	体制の確保
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	サービスの質を向上させるための体制の構築	体制の構築
	報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起	実施
	報酬の審査体制の強化等	実施
	指導権限を有する者との協力連携	実施
	適正な指導監査等	実施

- 障害者権利条約の対日審査総括所見において求められているように、障害者が居住地、地域社会のどこで誰と暮らすかを選択する機会を持てるよう取り組みを進めます。
- 医療・福祉の連携により、地域での退院後の支援体制を強化していきます。また、地域で生活している精神障害者へのきめ細かい医療・保健・福祉のネットワーク、地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んでいきます。
- 地域生活支援拠点等事業については、市内全体を一つの面ととらえた面的整備を行い、地域全体で支援するネットワークの構築を行い、市全体で障害児者の生活を支える体制を整備し、機能の強化に努めていきます。

- 障害者の就労の場の拡大や工賃の向上に向け、企業等への障害者雇用に対する理解促進に努めます。また、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所に対して、適正な運営や一般就労に向けた支援内容の質の向上を図れるよう支援します。さらに障害児者が社会へ出ていくための準備を支援し、一般就労や就労支援の情報提供をはじめ障害の特性や強みを生かした就労支援を行うため障害者就労生活支援センターを創設します。
- 障害児者のニーズ把握と併せて相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みを推進します。また、自立支援協議会を通じ、困難事例の検討や情報共有により、問題解決を図る体制を充実させるとともに、相談員等の資質の向上に努めます。
- 発達障害者等に対する支援体制を確保するとともに、発達障害のある児・者が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう努めます。

(2) 障害児福祉計画の成果目標

項目		令和8(2026)年度 目標
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進	重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置	設置済
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制の構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	障害児支援の地域社会への参加・包容のための関係機関の協議の場の設置	設置済
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 2か所 放課後等デイサービス 5か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置	医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	設置済 ※令和6～8年度の間に 1名

- 地域の中核的な障害児支援施設である児童発達支援センター（市立障害児者支援センター内はばたき園）においては児童福祉法改正に基づき地域における障害児支援の中核的役割を果たすための機能の充実に努めます。
- 発達障害の療育拠点として発達障害支援センター「PAL」において、切れ目のない支援体制構築にむけて利用対象となる児童の年齢層拡大や、発達障害児支援に関する地域の専門的な相談窓口としての役割を担っていきます。
- 主に重症心身障害児を支援する事業所については、今後も支援体制の継続に向け、ニーズやサービス提供事業所の状況把握に努めます。また、事業所への働きかけを行うとともに、重度の障害児にも対応できる人材の育成に向けた研修の充実を図ります。
- 放課後等デイサービスにおける「療育の質の確保」に取り組めます。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を継続するとともに、福祉・医療機関との窓口となるコーディネーターの配置に向けた人材の確保に努め、総合的かつ包括的な支援体制の構築を図ります。

主な障害福祉サービス等の見込量

○障害福祉サービスの計画値については、基本的に各サービスの障害種別ごとに、近年の利用状況を踏まえて、計画期間における需要量を見込んでいます。

サービス	単位	令和4(2022)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
居宅介護	人/月	2,102	2,027	2,122	2,217
	時間/月	31,563	33,603	35,153	36,704
重度訪問介護	人/月	130	130	133	136
	時間/月	25,835	26,607	27,323	28,040
同行援護	人/月	212	212	212	212
	時間/月	6,288	7,017	7,017	7,017
行動援護	人/月	113	137	153	168
	時間/月	2,811	3,937	4,385	4,827
短期入所(ショートステイ)	人/月	621	594	623	652
	人日/月	2,865	3,127	3,278	3,429
生活介護	人/月	1,532	1,686	1,763	1,840
	人日/月	25,619	29,698	30,938	32,179
療養介護	人/月	55	55	56	57
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	人/月	207	236	236	236
	人日/月	1,963	2,110	2,110	2,110
就労選択支援	人/月	—	—	40	60
就労移行支援	人/月	394	400	400	400
	人日/月	3,579	3,500	3,500	3,500
就労継続支援(A型)	人/月	609	565	572	578
	人日/月	8,638	9,163	9,270	9,361
就労継続支援(B型)	人/月	1,852	1,898	2,006	2,112
	人日/月	25,255	29,593	31,225	32,824
就労定着支援	人/月	157	148	166	182
共同生活援助(グループホーム)	人/月	929	974	1,030	1,086
施設入所支援	人/月	240	226	224	222
自立生活援助	人/月	22	14	14	14
計画相談支援	人/月	2,491	2,414	2,642	2,870
地域移行支援	人/月	2	3	3	3
地域定着支援	人/月	20	10	10	10
手話通訳者派遣事業	時間/年	1,021	1,131	1,184	1,236
日常生活用具給付等事業	件/年	13,987	12,586	12,383	12,179
移動支援事業	人/年	1,778	1,716	1,766	1,816
	時間/年	22,392	24,994	25,715	26,434
地域活動支援センター事業	人/年	285	285	293	301
児童発達支援	人/月	369	475	512	549
	人日/月	4,032	4,892	5,274	5,656
放課後等デイサービス	人/月	1,144	1,355	1,465	1,575
	人日/月	14,517	17,302	18,706	20,111
保育所等訪問支援	回/月	21	50	62	74
居宅訪問型児童発達支援	回/月	2	7	7	7
障害児相談支援	人/月	1,702	2,103	2,266	2,429

見込量確保のための方策

【障害福祉サービス】

- 重度訪問介護については、必要なサービスの見込量が確保されるよう努めます。行動援護については、需要の高まりが見込まれ、事業所間交流や学習会など職員の確保・研修などを促し、人材確保に努めていきます。
- 障害者のニーズにこたえられるよう短期入所事業の強化を実施します。
- 就労移行支援は、利用者数、事業者が減少する一方、ハローワークの障害者雇用の求人に対して埋まっていない状況もあります。こうした実態について自立支援協議会を通じ、現状等の分析を踏まえたうえで、就労支援機関との連携の強化や情報の共有を進めながら、必要なサービスの見込量が確保されるよう努めます。
- 誰もが住み慣れた地域で生活していくには、重度障害者に対しても対応できる共同生活援助（グループホーム）が求められます。共同生活援助事業所への理解を促すとともに支援者の育成に努めていきます。
- 施設入所支援は、地域生活の体験の場の提供や相談先の充実、入所施設職員等と協議などを進め、施設入所者の削減に努めていきます。
- 計画相談支援は、委託相談事業所数を増やすことで、関係従事者の資質の向上に努め、将来的に計画相談事業所を担う人材を増やしていきます。また、障害特性や個別の事情などに応じた支援を行うことができるよう、研修や勉強会を通じ質的な向上を働きかけていきます。

【地域生活支援事業】

- 相談支援事業等については、関係機関と連携・協力し、基幹相談支援センターを中心とする相談支援体制の連携強化を行い、市民や事業者等に対して相談支援事業の普及・啓発を行っていきます。また、各地域の拠点である委託相談支援センターの役割を明確化するとともに充実を図り、ニーズを満たすよう努めます。
- 意思疎通支援事業については、聴覚や音声・言語機能に障害のある人のコミュニケーションが円滑に図られるよう、大阪府とも連携しながら、市の登録手話通訳者・要約筆記者の育成・確保に努めます。
- 移動支援事業については、コロナ禍において余暇活動の重要性がクローズアップされており、利用要件の見直し等を実施し、事業を進めていきます。

【障害児通所支援等】

- 児童発達支援、放課後等デイサービスとともに、引き続き制度の周知を行うとともに、計画相談による適切なアセスメントに基づいた利用が進むよう、事業所等へ働きかけていきます。また、「療育の質」の確保と支援内容の充実に努めます。

4 計画の推進に関連する事業

(1) 障害者などに対する虐待の防止

- 市民や障害者福祉施設などに向けて、虐待防止や成年後見制度などの権利擁護に関する研修や講演会などを行い、障害者虐待の予防や早期発見に努めていきます。また、虐待対応に成年後見制度を利用し、権利擁護の確保を進めていきます。

(2) 意思決定支援の促進

- 知的障害や精神障害などで自己決定に困難を抱える障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるよう、本人の自己決定に必要な情報を理解できる工夫を行い、本人が安心して自由に意思表示できるよう意思決定支援を促進していきます。

(3) 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

- 障害者スポーツの理解啓発の推進に努めるとともに、活動参加を通じ、コミュニケーションの機会を生み出し、生活の基盤となる地域体制づくりを進めます。
- 障害のある人が創造する文化芸術の作品などの発表の機会の確保や情報収集・発信を行い、文化芸術活動を通じた交流などを促進します。

(4) 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

- 市発信情報のバリアフリー化を推進していくとともに、市政だより、パンフレット、ホームページなどの活用、行政情報の点字・音声化の促進、読みやすい表記や分かり易い表現など一人ひとりの障害特性に応じた情報の提供に努めます。
- 手話通訳者などの派遣を行うとともに、手話通訳者・要約筆記者など意思疎通支援に関わる人材の育成・確保に努めます。

(5) 障害を理由とする差別の解消の推進

- 障害福祉サービスや各種機会の提供などに際しては、障害の特性や性別・年齢・状態などを配慮し、建設的な対話などにより相互理解を図り、必要かつ合理的な範囲で、柔軟な対応を推進していきます。
- 行政機関や事業者への職員研修の実施など障害及び障害のある人に対する理解を深めるとともに、地域住民に対する障害についての正しい理解啓発を行うなど、差別解消や合理的配慮の提供を促進し、障害を理由とする差別の解消の推進に努めます。

(6) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実

- 福祉施設などが日常の安全管理や緊急時の対応、近隣地域との関わり・危険箇所の把握などに関する職員研修の充実が見込まれ、市として地域との情報共有体制の構築や連携に向けての支援を実施していきます。

(7) ユニバーサルデザインの推進

- 障害のある人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を総合的に推進します。

(8) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する方針

- 視覚障害者等が読書に親しむことができる社会を目指すため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画に基づき、市立図書館を中心に視覚障害者等の読書環境の整備を進めるため、サービスの強化と利用促進を図ります。

(9) 障害福祉サービス事業所等の施設整備に関する方針

- 特に重度障害者や医療的ケアが必要な方の受け入れが可能なグループホームや短期入所等、施設から地域生活への移行の推進と、安心して地域で暮らし続けるために必要なサービス提供基盤の整備を優先して進めます。
- 重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の充実を図ります。

5 計画の推進に向けて

- 本市には、障害者施策や計画の進捗を協議する場として、「東大阪市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会」や「東大阪市自立支援協議会」、「東大阪市こころの健康推進連絡協議会」があります。このような委員会を中心に、定期的に障害のある人の実態やニーズを把握するための調査・研究を行うとともに、PDCAサイクルを導入し、成果目標の進捗状況の検証、活動指標として設定した各分野におけるサービス量などの把握など、定期的に点検・評価を行い、今後の施策の充実・見直しについての意見を求め、必要な具体的改善措置などの検討を行います。
- 共生社会の実現に向け、障害理解の促進のために、市民啓発などに取り組むとともに、障害者差別の解消や障害者虐待の防止・解決に向けた取り組み、成年後見制度など権利擁護のしくみの充実を図り、障害のある人のみならず、誰もが安心して生活できるよう地域共生社会の実現に向けた取り組みの促進に努めます。
- 障害福祉施策全般を円滑かつ着実に推進するため、東大阪市社会福祉審議会や東大阪市自立支援協議会など、保健・医療・福祉・教育・就労などさまざまな分野に係る会議において連携を図るとともに、当事者や関係機関・団体、関係者とのネットワークを強化します。



東大阪市

第7期東大阪市障害福祉計画
第3期東大阪市障害児福祉計画
(概要版)

発行：令和6(2024)年3月

東大阪市 福祉部 障害者支援室 障害施策推進課

大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL 06-4309-3183

FAX 06-4309-3815

e-mail shogaishisaku@city.higashiosaka.lg.jp